独立行政法人経済産業研究所研究職員等給与規程

（平成13年4月1日
規　程　第　4　号）

改正	平成15年5月1日	平成15･4･23独経研第1号
改正	平成16年4月1日	平成16･3･9独経研第1号
改正	平成18年3月31日	平成18･3･30独経研第1号
改正	平成19年11月30日	平成19･11･30独経研第4号
改正	平成21年12月2日	平成21･12･2独経研第5号
改正	平成22年12月1日	平成22･12･1独経研第5号
改正	平成24年3月30日	平成24･3･19独経研第8号
改正	平成27年3月27日	平成27･3･25独経研第4号
改正	平成28年3月31日	平成28･3･30独経研第36号
改正	平成29年3月31日	平成29･3･28独経研第10号
改正	平成31年2月12日	平成31･2･4独経研第11号
改正	令和2年2月28日	令和2･2･26独経研第8号
改正	令和3年3月30日	令和3･3･26独経研第1号
改正	令和4年4月25日	令和4･4･22独経研第2号
改正	令和7年4月3日	令和7･4･1独経研第2号

（目的）

第1条　この規程（以下「研究職員等給与規程」という。）は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）の職員（独立行政法人経済産業研究所職員就業規則第2条第2項に規定する職員）のうち、常時勤務する所長、副所長及び任期付研究職員（以下「研究職員等」という。）の給与について定めることを目的とする。

2　職員の給与は、その職員の勤務成績を考慮して定めるものとする。

3　この研究職員等給与規程は、研究所の業務の実績を考慮し、かつ、社会の一般の情勢に適合したものとする。

（研究職員等の給与）

第2条　研究職員等の給与は、個別契約による年俸制とする。通勤手当は、別途支給する。

2　契約締結に当たっては、研究職員等の年俸は、①個人の専門能力、経験、研究成果、②学位の有無、③担当する職務の複雑・困難、責任の程度、④組織への貢献期待度、⑤現在別組織に既に雇用されている場合、当研究所に移籍することによって発生するリスクに対する補償額、⑥当研究所の研究環境を享受することによって、本人が受ける便益、⑦研究者市場において、本人と同様の状況にある研究者の給与相場、⑧競合先提示条件、

⑨現在の給与及び⑩既に当研究所に雇用されている研究者の給与とのバランス等を考慮して定めるものとする。

3　契約の更改に係る年俸の決定は、契約期間中の勤務成績を反映して行うものとする。

（通勤手当）

第３条　研究職員等の通勤手当は、研究所職員給与規程第１９条に定めるところによる。

（給与の支給）

第４条　研究職員等の給与は、年俸の 1／16.4 と通勤手当を毎月の支給定日に支払い、年俸の 2.2／16.4、2.2／16.4 をそれぞれ、６月、12 月の賞与の時季に支払うものとする。

2　研究職員等の給与は、職員の指定する本人名義の口座へ振込むことによって支払う。ただし、職員が希望した場合は、通貨によって直接職員に支払う。

3　法令等に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき金額から、控除すべき金額を控除して支払うものとする。

（給与の支給日）

第５条　研究職員等の給与（賞与相当分を除く。）の支給定日は、毎月 18 日とし、その月額の全額を支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときはその日前において最も近い休日でない日とする。

2　６月、12 月の賞与の時季に支払われる賞与相当分の給与は、６月、12 月の月の理事長が別に定める日に支給する。

（賞与相当分を除く給与の減額）

第６条　研究職員等が勤務しない日がある場合には、その勤務しない日の翌月の支給定日には、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない日数につき次項に規定する勤務１日当たりの給与額（賞与相当分を除く。）により日割り計算で減額した額を、支給する。ただし、その勤務をしない日の翌月の支給定日にあたる日が契約期間終了後である場合には、契約が更新される場合であっても契約期間を超えて減額することはなく、その日割り計算による減額部分は、当該研究職員等が研究所に返金するものとする。

2　前項の日割り計算をするときは、年俸の 12／16.4 を契約期間の１年間の所定労働日数で除した額を勤務１日当たりの給与額（賞与相当分を除く。）とする。

3　第１項及び前項の規定に従い減額を行う場合に、一回の支給定日の支払い額が減額部分より少ない場合には、差額は翌月の支給定日の支払いから減額するものとする。ただし、翌月の支給定日が契約期間終了後である場合には、契約が更新される場合であっても、契約期間を超えて減額することはなく、その差額は、当該研究職員等が研究所に返

金するものとする。

（賞与相当分の給与の減額）

第７条　個別契約の開始からその契約期間中の最初の賞与相当分の給与が支給される月の前の月までに、研究職員等が勤務しない日があったときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない日数につき、次項に規定する勤務１日当たりの賞与相当分の給与額により日割り計算で減額した額を、最初の賞与相当分の給与として支給する。最初の賞与相当分の給与が支給される月から２回目の賞与相当分の給与が支給される月の前の月までに、研究職員等が勤務しない日があったときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない日数につき、次項に規定する勤務１日当たりの賞与相当分の給与額により日割り計算で減額した額を、２回目の賞与相当分の給与として支給する。

２　前項の日割り計算をするときは、年俸を契約期間の１年間の所定労働日数で除して得た額を勤務１日当たりの賞与相当分の給与額とする。

３　２回目の賞与相当分の給与が支給される月以降に、研究職員等が勤務しない日があったときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない日数につき、前項に規定する勤務１日当たりの賞与相当分の給与額により日割り計算した額を、当該研究職員等が研究所に返金するものとする。

（育児休業又は介護休業の場合の給与の減額）

第８条　研究職員等が、契約期間の１年間の全部の期間において育児休業又は介護休業する場合には、給与を支給しない。

２　研究職員等が、契約期間の１年間の一部の期間において育児休業又は介護休業する場合には、第６条及び前条の規定に準じて日割り計算で減額した給与を支給する。ただし、育児休業又は介護休業する場合の前条第２項の勤務１日当たりの賞与相当分の給与額は、年俸の 4.4／16.4 の 1/2 を契約期間の１年間の所定労働日数で除した額とする。

（中途解約）

第９条　年度途中で、契約を解約した研究職員等の給与は、解約の日までの日割り計算で支払う。

２　前項の日割り計算をするときは、年俸を契約期間の暦日数で除した額を１日分とする。

（施行細則）

第１０条　この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別にこれを定める。

附　則　　この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　（平成 15･4･23 独経研第 1 号）

この規程は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。ただし、個別の契約において既に別の定めのある職員は除く。

附　則　（平成 16･3･9 独経研第 1 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、個別の契約において既に別の定めのある職員は除く。

附　則　（平成 18･3･30 独経研第 1 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、個別の契約において既に別の定めのある職員は除く。

附　則　（平成 19･11･30 独経研第 4 号）

この規程は、平成 19 年 11 月 30 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。ただし、個別の契約において既に別の定めのある職員は除く。

附　則　（平成 21･12･2 独経研第 5 号）

この規程は、平成 21 年 12 月 2 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。ただし、個別の契約において既に別の定めのある職員は除く。

附　則　（平成 22･12･1 独経研第 5 号）

1　この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。ただし、個別の契約において人事院勧告等の反映を想定していない職員は除く。

2　改正後の第 4 条第 1 項の規定の適用を受ける研究職員等の給与は、平成 23 年 3 月末日までの間は、年俸の 1/15.95 と通勤手当を毎月の支給定日に支払い、年俸の 1.95/15.95、2.0/15.95 をそれぞれ、6 月、12 月の賞与の時季に支払うものとする。

附　則　（平成 24･3･19 独経研第 8 号）

1　この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。ただし、個別の契約において人事院勧告等の反映を想定していない職員は除く。

2．平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間（以下「特例期間」という。）、平成 24 年 4 月 1 日付施行の「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成 24 年法律第 2 号）第 9 条の規定を準用し、第 2 条に規定する年俸については、研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表 1 に規定する本俸月額 1 ～ 2 等級と位置

付けられる研究職員は 100 分の 9.77 を、３～４等級と位置付けられる研究職員は 100 分の 7.77 の割合を乗じて得た額を減じる。また、給与規程第 11 条第２項第一号に規定する職務手当については、本俸月額１～３等級と位置付けられる研究職員は各等級の職務手当相当額の 100 分の 10 の割合を乗じて得た額を減じる。また、第４条第１項に規定する６月及び１２月賞与相当額については、当該研究職員が受けるべき相当額に 100 分の 9.77 の割合を乗じて得た額を減じる。

３．給与規程第 16 条に規定する地域手当相当額の算出に当たっては、前号の規定に基づく減額後の額を基礎とする。

４．第２号及び第３号の規定は、特例期間中に更新又は新規締結される契約の契約終了日が平成 26 年３月 31 日を超える場合、当該契約の全期間において適用する。

附　則　（平成 27･3･25 独経研第４号）

この規程は、平成 27 年３月 27 日から施行する。ただし、第４条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附　則　（平成 28･3･30 独経研第 36 号）

この規程は、平成 28 年４月 1 日から施行する。ただし、第４条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附　則　（平成 29･3･28 独経研第 10 号）

この規程は、平成 29 年４月 1 日から施行する。ただし、第４条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附　則　（平成 31･2･4 独経研第 11 号）

この規程は、平成 31 年２月 12 日から施行する。ただし、第４条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附　則　（令和 2･2･26 独経研第８号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第４条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附　則　（令和 3･3･26 独経研第１号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第４条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附　則　（令和 4･4･22 独経研第２号）

この規程は、令和４年５月１日から施行する。ただし、第４条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附　則　（令和 7･4･1 独経研第２号）

この規程は、令和７年４月３日から施行し、令和７年４月１日から適用する。ただし、第４条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。